

平成31年度

事業計画書

予算書

社会福祉法人 田尻町社会福祉協議会

平成31年度事業計画書

【基本方針】

全国的に少子高齢化、独り暮らしや高齢者のみの世帯の増加、児童等への虐待など社会を取り巻く環境は、大きく変化しています。かつては、相互扶助や家族同士の助け合いなど、地域・家庭・職場といった人々の生活の様々な場面において、支えあいの機能が存在しました。しかしながら、高齢化や人口の減少が進み、地域・家庭・職場という生活領域における支えあいの基盤が弱まっています。人と人とのつながりを再構築することで、人生における様々な困難に直面した場合でも、誰もが役割を持ち、お互いに配慮し存在を認め合い、そして時に支えあうことで、孤立せずにその人らしい生活を送ることができるような社会が求められています。

そこで、生活に身近な地域において、住民が世代や役割を超えてつながり、相互に役割を持ち、「支え手」「受け手」という関係を超えて支えあう取り組みを推し進め、「地域共生社会」の実現に向けて行動します。地域における様々な事案を「我が事」のように考え、「丸ごと」支援していく体制を検討します。現在設置している福祉総合相談窓口の充実、及びCSW（コミュニティソーシャルワーカー）や関係機関との連携を密にし、相談業務のワンストップ化を進めることにより、相談体制の強化を図ります。次に地域福祉を推進していくうえで事業の中核である小地域ネットワーク活動推進事業やボランティア活動推進事業を推し進めて人材確保に務め、地域に対する支援を点ではなく面で支え、地域での孤立等をなくす努力をします。

子どもに対しての事業としては、楽しみながら防災を学ぶ「たじり子ども防災教育事業」を引き続き他団体との協力も得ながら、継続実施していきます。

なお、「社会による排除・摩擦や社会からの孤立等の人権問題の取り組み」として、個人情報保護とプライバシーに関する管理規定等の整備また、「社会的援護を要する人々の問題に対する取り組み」として、役員、職員の各種研修への参加によりまして、人権問題に対する認識を深めてまいります。

事業内容

1. 法人本部組織運営

- (1) 法人関係
 - 理事会の開催 (年4回)
 - 評議員会の開催 (年2回)
 - 監事監査の実施 (年1回: 5月)
 - 事務局体制の充実
 - 内部監査の実施 (年3回)

- (2) 研修事業
 - ・理事・評議員の研修 (人権研修等への参加)
 - ・職員の研修 (職場内研修の実施、府社協開催の研修への参加、人権研修への参加)

- (3) 調査・広報活動の充実
 - ・広報誌「たじり社協だより」の発行 (不定期年5回全戸配布)
 - ・各種事業から上がってくる事例からノウハウを蓄積する
 - ・各種事業のポスター、チラシ等による啓発

- (4) 総合相談支援の充実 (ワンストップ窓口の強化)
 - ・社会福祉協議会が持っているノウハウや各種事業との連携
 - ・CSW、関係機関との連携の強化
 - ・相談しやすい環境の整備
 - ・職員のスキルアップ

- (5) たじり地域づくり活動助成金事業

地域団体が自主的に実施する取り組みに対して、活動の初期における一定期間に助成することにより、新たな地域団体の発掘や既存団体の活性化に寄与することを目的とした事業の実施

- (6) たじり子ども防災教育事業

事業名:「子ども防災キャンプ in たじり」
子どもたちに対して地域の方々と協働で防災の大切さを楽しみながら学んでもらう事業の実施

2. ボランティア活動推進事業

- ・ボランティアのマッチング

- ・ボランティア連絡会の育成強化及び自立活動の支援
ボランティア連絡会への活動助成 【共同募金・歳末配分金】
ーコミュニティサロン「チョボラッタ」の活動支援ー
- ・その他地域活動団体との連携

3. 小地域ネットワーク活動推進事業

(1) 個人援助活動

- ・要援護者支援活動（見守り・声かけ、安否確認活動）
- ・見守り・声かけ、安否確認事業の体制整備
- ・避難行動要援護者支援プラン（個別計画）への協力

【町との連携事業】

(2) グループ援助活動

- ・世代間交流（児童と高齢者との交流）の実施
- ・茶話会（75歳以上の独居、年5回）の実施
- ・老人福祉センター事業協力（サロン・食事会参加者対象）

4. 善意銀行事業

(1) 災害支援等への助成

(2) 緊急一時食料品等給付事業

善意銀行預託払出及び田尻町ボランティア連絡会コミュニティサロン部会からの助成を得て、緊急的かつ一時的に食料等の現物を給付することにより生活再建に向けた支援を行うことを目的とした事業の実施

(3) 車椅子の貸出

5. 共同募金配分金事業

(1) 共同募金運動の実施（10月）

※街頭募金等啓発活動の実施

(2) 歳末助け合い運動の実施（12月）

6. 福祉サービスの利用援助事業

(1) 日常生活自立支援事業 【府社協からの受託事業】

認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等で判断能力の不十分な方に対して、福祉サービス利用に関する支援及び金銭管理を行うことにより、地域で自立した生活が送れるよう支援する事業の実施

(2) 地域包括支援センター、CSW（コミュニティソーシャルワーカー）

関係機関等との連携強化

7. 資金貸付事業 【府社協からの業務受託】
- (1) 貸付資金の効果的運用
 - (2) 大阪府生活福祉資金貸付
8. シルバー人材センター事業
- (1) 会員登録者拡充のための啓発活動推進
 - (2) 会員の就業体制の整備
 - (3) 安全就業、適正就業の推進
 - (4) 業務受注活動の推進（啓発活動）
 - (5) ワンコインサービス（30分程度の軽微な業務）の実施（500円）
9. 老人福祉推進事業
- (1) 高齢者福祉活動団体への活動助成 【歳末助け合い配分金】
 - (2) おせち料理配食（75歳以上の独居、町内に子供がいない方に本人一部負担で配食） 【歳末助け合い配分金】
 - (3) 調髪助成
75歳以上の希望者・65歳以上の寝たきりの方に調髪券を交付
(本人55%負担) 【共同募金配分金】
 - (4) 老人福祉センター事業の拡充 【町からの受託事業】
 - ・老人福祉センター
 - ①生活、健康等の各種相談及び健康増進指導
 - ②教養講座の実施
 - ③長友会連合会に対する援助
 - ・福祉風呂事業
 - ①入浴者の管理（受付）
 - ②浴室・浴槽清掃
 - (5) 高齢者生きがい事業 【町からの受託事業】
 - ・生きがい体操教室
軽体操、脳トレ、レクレーション等の体操教室の実施
 - ・男の筋トレ教室
軽体操、レクレーション等による無理のない筋力向上の教室

(男性のみ)

- ・居場所づくり教室（人生大漁サロン）
地域の身近な場所で体操やレクレーション等を通じ、高齢者の居場所を提供し、地域活動への参加促進を図る。
- ・介護支援サポーター登録事業
介護保険法で定める介護給付及び予防給付（サービス）を受けていない方を対象として、登録・事前研修の実施、受入施設等の紹介・派遣調整などを行う。

(6) さわやかサロンの支援

介護予防支援サポーターによるサロン運営であり、主にふれ愛センター2階アトリエスペースでのサロン活動である。
屋外での活動の充実も図る。

10. 障害者（児）福祉対策事業

(1) 障害者（児）団体への活動助成 **【歳末助け合い配分金】**

(2) 調髪助成

1・2級の身体障害者、重度の知的障害者の希望者に調髪券を交付
(本人55%負担) **【共同募金配分金】**

11. たじりファミリーサポートセンター事業 **【町からの受託事業】**

子育てを行う方に仕事と育児を両立できる環境を提供し、地域住民の子育て支援に資するため、田尻町内において育児の援助を行いたい方（援助会員）と育児の援助を受けたい方（依頼会員）とマッチング業務を行う事業の実施

12. コミュニティソーシャルワーカー（CSW）設置事業 **【町からの受託事業】**

制度の狭間や複数の福祉課題を抱えるなど、既存のサービスだけでは対応困難な事案の解決に取り組むコミュニティソーシャルワーカー（CSW）の業務

生活支援サービスの充実と高齢者の社会参加に向けて、生活支援・介護予防の担い手となるボランティアの養成・発掘など地域資源の開発や地域ニーズと地域支援のマッチングなどを行う生活支援コーディネーターの業務